

平成21年6月29日

関係者各位

破産者株式会社SFCG

上記破産管財人 瀬 戸 英 雄

IBI 所有不動産処分禁止仮処分

1 平成21年6月5日、東京地裁は、破産者株式会社SFCG（以下「破産会社」）から不動産を譲り受けた株式会社 IOMA BOND INVESTMENT（以下「IBI」、なお同社の代表者は大島健伸氏の妻の弟が務めています。）に対して、譲渡の対象とされた不動産（14物件）の処分を禁じる処分禁止仮処分の決定を下しました。

申立て理由の概要は、以下のとおりです。

2 破産会社は平成20年12月26日付で、IBI との間で、破産会社の所有する不動産（14物件、以下「本件不動産」）について、各々、売買代金を固定資産評価額の1割から3割と定めて売買契約を締結し（以下「本件売買契約」）、IBI へ移転登記をしました。また、本件売買契約においては、売買代金額が廉価に定められたことにとどまらず、売買代金も支払われておらず、本件売買契約は売買を仮装した無償行為であると判断されました。

破産管財人である当職は、本件不動産に係る各所有権移転登記について否認の登記手続を請求できる権利を有するところ、IBI によるさらなる財産隠匿行為によって、当該権利の実現が著しく困難になるおそれが高いとして、処分禁止仮処分の決定を求めて申立てをしました。

3 東京地裁は、上記理由による当職の申立てを相当と認め、処分禁止仮処分の決定を下したものです。

以上